(表)

奨学金返還猶予願

令和 年 月 日

公益財団法人 青森県育英奨学会理事長 殿

奨学生番号 第 号

(フリガナ)

本 人 氏 名 ⑨

住 所

携带電話番号

(フリガナ)

連帯保証人 氏 名 即

住 所

携带電話番号

下記のとおり大学入学時奨学金の返還を猶予していただきたいので、証明書類を添えてお願いします。

記

1 希望する返還猶予の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 事 由(詳細に記入のこと。)

③ 添付書類は裏面をご覧ください。

(現況届も添付すること。)

	(事 由)	(提出書類)
1	災害又は傷病によって返還が困難となった場合	被災地の市町村の罹災証明又は医
		師の診断書
2	大学又は大学院に在学している場合	在学証明書
3	外国にあって学校に在学し、又は研究に従事し	在学証明書
	ている場合	
4	卒業後1年以内に青森県内に居住及び就業(公	・第5号様式「現況届」
	務員を除く)している場合	第13号様式「就業証明書」
		・住民票抄本
5	その他真にやむを得ない事由	当会にお問い合わせください。

- ※返還猶予期間は、事由2に該当するときはその事由の継続中とする。事由4に該当するときは、返還免除の要件を満たすまでの期間(貸与規則第22条第1項第1号の規定による期間をいう。)とし、事由1、3及び5に該当するときは1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、事由1、3及び5に該当するときは、原則として通算5年を限度とする。
- ※返還金の滞納がある場合は、猶予できません。
- ※書類に不備・不足等がある場合は、表面に記入した電話番号に連絡、あるいは住所に訂正 依頼の文書を送付しますので、連絡のとれる電話番号と住所を記入してください。 なお、本会が定める期限までに不備・不足等が解消されない場合、返還猶予の決定が翌月 以降となり、当月分の返還が必要になります。当月返還分が未納となった場合は翌月の返 還猶予の決定ができなくなりますので、口座残高に注意してください。
- ※本人、連帯保証人、保証人の氏名・住所等に変更があり、届出が完了していない場合は、 猶予を決定することができません。事前に届出を済ませるか、猶予願と併せて異動届を提 出してください。
- ※返還猶予は猶予願の内容を本会で審査した後、決定通知の発送をもって返還猶予が決定と なります。